

リニア発生土置き場計画審議会とは

○【設置理由】（フォーラムとの違い）

令和4年度 フォーラムの目的
受入れを前提に、JR東海から置き場計画の詳細を聞き、町と町民が有識者に確認しながら、町民が抱く不安や心配を解消する。

結果

- ・地元を中心に不安や心配の声が解消されず、地元の会が反対を表明。
- ・町民からは現在も、理解/反対の意見が聞かれる。

令和5年度 審議会の目的
受入れ前提は無くしゼロベースで、町民が抱く不安や心配、疑問といったJR東海の計画に対する評価や意見を多方面から集約する。

目指す姿
 JR東海と解決に向かって協議が進められる町の回答ベース（町民・町とJR東海の双方が合意できる内容を目指したより良い計画）をまとめる。

○【趣旨】

メンバー選任の考え方

- ・広く各界各層から適切な人材を選出し多様な意見を集約する。
- ・地元の方、関係団体、公募委員に加え、識見者（会のコーディネート、環境アセスメント、湿地や希少動植物等）も選任し、課題の整理や検討・選択の実現性を高める。

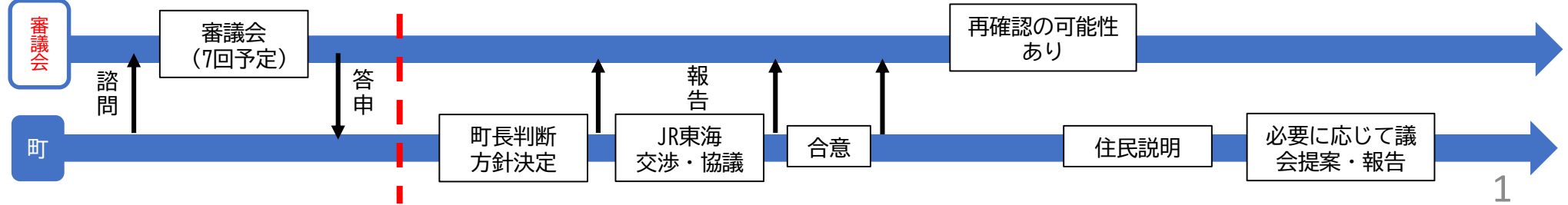
○【話し合う内容】

前提条件 リニア建設に伴い、要対策土を含む約90万㎡の発生土が生じる。JR東海から坑口付近で発生土の置き場計画の提案を受けている。

審議の仕方 ① 結論ありきではない ② 意見を出し合う ③ 他人の意見を聞く ④ 解決に向けた結論（提案）に導く

- ・ JR東海から説明を受けたフォーラムの結果を踏まえた情報、新たな情報、必要な情報を提供する。
- ・ 課題を整理し、疑義や条件を共有する。多様な選択肢を検討・選択し、より良い結論に向けて合意・修正する。
- ・ 熟慮や討議を経て、審議会としての結論（答申）を出す。

○【役割】



環境影響評価法に基づいた手続き
(東京-名古屋間 リニア本線工事)
※全工区共通

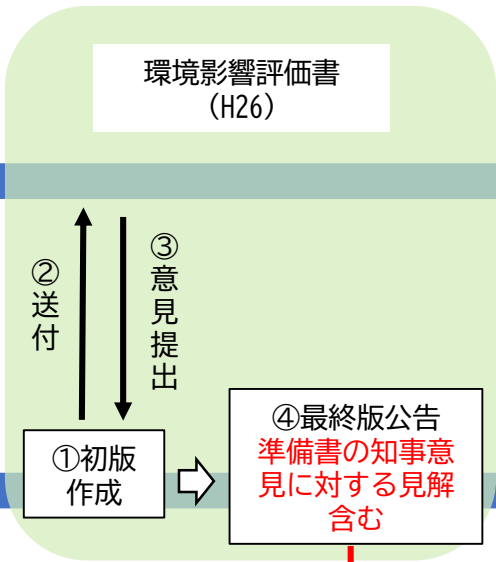
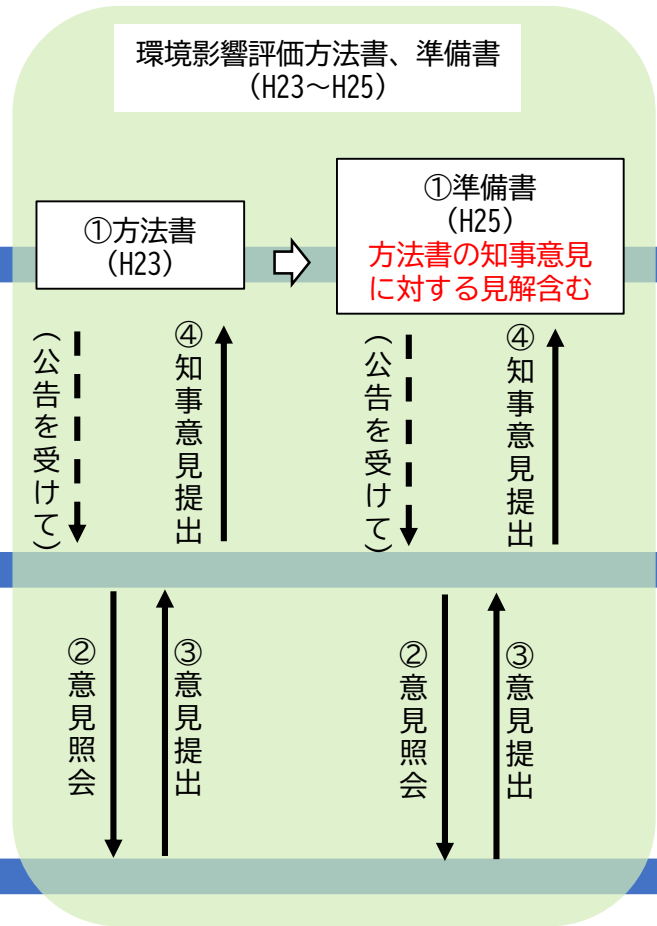
準備書知事意見に
基づいた手続き
※御嵩町本線工事

国土交通省
環境省

JR 東海

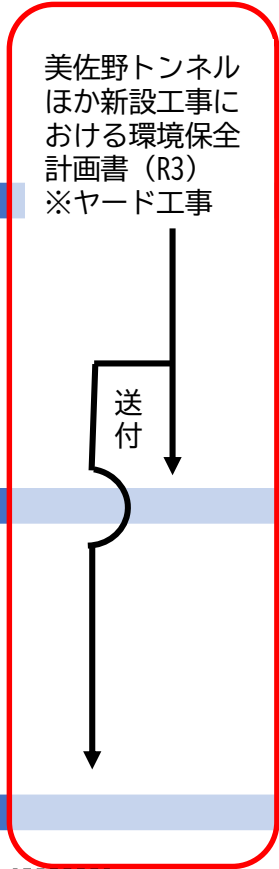
岐阜県

御嵩町



置き場など付帯施設については別紙のとおり

工事実施の認可申請・認可 (H30) ↓ リニア本線工事着手



美佐野工区ヤード整備工事着手 (R3)

JR→町民説明

表 6-3-1(18) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>1 1 廃棄物等</p> <p>(1) 事業実施に伴う発生土は膨大な量であり、その処理に係る行為（発生土の一時保管、運搬及び処分等）に伴い様々な環境影響が生じる可能性があるが、発生土置き場等（一時保管場所及び処分場所）の具体的な位置・規模等の計画が明らかにされておらず、その調査・予測・評価の結果が記載されていない。</p> <p>このため、発生土の処理について、環境影響評価法に基づく手続きに準じた以下の措置を講ずること。</p> <p>ア 発生土の本事業内での再利用、他の公共事業等での有効利用の具体的な方策及び新たに設置する発生土置き場等の場所について早急に検討し、発生土置き場等の場所及び発生土運搬車両の走行ルートを含む発生土の搬出・処理の計画を策定すること。</p> <p>また、計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</p> <p>イ 新たに発生土置き場等を設置する場合には、その規模や設置場所の地域特性等を考慮し、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて調査項目等を選定した上で、着工前に調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めるとともに、着工後の事後調査及びモニタリングの計画を策定すること。</p> <p>また、着工前の調査等が終了し事後調査等の計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</p> <p>ウ イで策定された計画に基づき、事後調査等を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。</p> <p>また、事後調査等の結果について、県及び関係市町に定期的に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。</p>	<p>発生土置き場の設置に係る環境影響の調査、影響検討、環境保全措置、事後調査等については、ご意見を踏まえて、実施してまいります。具体的には、以下のとおりです。</p> <p>第 10 章に追記したとおり、発生土については、本事業内での再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での有効利用を進めていくことを考えています。公共事業等で有効に活用していただくための情報提供や発生土置き場は、県を窓口として自治体等や関係機関と早急に調整させていただき、当社で具体的に計画していきたいと考えています。発生土置き場の場所及び発生土を運搬する車両の運行ルートについては、計画が固まった段階で、関係する自治体も含め地元にご説明し、工事を進めてまいります。</p> <p>また、第 10 章に追記したとおり、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施します。調査及び影響検討の項目については、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等によっては、必要により専門家の助言等も踏まえて選定してまいります。調査及び影響検討の結果を受け、各計画箇所について具体的に実施する環境保全措置の内容を決定し、工事を進めるとともに、効果に不確実性のある場合は、第 10 章に基づき事後調査を計画し実施します。さらに、資料編に追記したとおり、事後調査とは別に、工事時の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、工事期間中のモニタリングを実施します。事後調査等の計画については、工事の着手までに、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等において地元の方々にはわかりやすくご説明してまいります。</p> <p>事後調査等の結果については、県と調整のうえで公表を行うとともに、今後、岐阜県環境影響評価条例に基づいて進める事後調査手続きにおいて報告を行います。</p>
<p>(2) 工事中及び供用後に発生する廃棄物等について、その発生を抑制し、再利用又は再資源化を徹底するとともに、再利用又は再資源化できないものについては、適正に処理を行うこと。</p>	<p>第 8 章に記載のとおり、工事に伴い発生する副産物及び駅や車両基地の供用により発生する廃棄物については、種類ごとの発生量を定量的に把握しております。そのうえで、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで状況を予測し、その結果を第 8 章に記載しています。事業の実施にあたっては、発生を抑制するとともに、再利用、再資源化を図ります。再利用及び再資源化できない場合は、関係法令を遵守し適正に処理、処分いたします。</p>
<p>(3) 地上駅及び車両基地の供用に伴い発生する一般廃棄物については、具体的な搬出・処理計画をあらかじめ検討の上、中津川市と協議すること。</p>	<p>一般廃棄物は、中津川市の関係部局と調整しながら、処理施設の能力等も考慮し、発生場所のできるだけ近くで、合理的に処理・処分する考えです。</p>

準備書知事意見に基づいた手続き
※御嵩町発生土置き場

